

『論語義疏』に見える「師説」と賀瑒の論語説

高 橋 均

はじめに

『論語義疏』の疏中に、「師説」として引かれる5条の論語説が見える。はじめにこの「師説」が、皇侃が「師事」した賀瑒の論語説と認められる可能性を引用形式から推論し、そのうえで、賀瑒の伝および「師説」の検討を通じて、「師説」が賀瑒の論語説であることを論定し、その論語説の位置づけをはかる。

一 「師説」とは誰の説か—引用形式の差に着目して

論語義疏の撰述者である皇侃（斉・武帝永明6年〔488〕—梁・武帝大同11年〔545〕）の伝に、「侃少好學、師事賀瑒、精力専門、盡通其業」（皇侃は若いときから学問を好み、賀瑒に学んだ。専門に力を注ぎ、学業を究めた）（『梁書』「皇侃伝」）と記されていて、その記述から、皇侃が賀瑒（452—510）に「師事」したことが知られている。その賀瑒の学問については、伝に言及があり、また書目に記載があるものの、賀瑒が撰述したものはすべて散佚していて、「礼」にかかわる注釈が現在わずかに伝わるだけである⁽¹⁾。そうしたなかで、賀瑒の論語解釈ではないかと疑わせる論語説が、論語義疏のなかに「師説」として5条引かれている。その「師説」を「師の説」とみて、賀瑒の論語説と認めることができるのかどうか、もし認めることができるならば、「師説」によって賀瑒の学問と皇侃とのかかわりをわずかながらでも明らかにできるはずである。

この問題については、先に喬秀岩氏が、「師説」とは「師師相傳」の説であって、「一人の師」ではないという説を出された。もしそうであれば、「師説」5条は、皇侃の師である賀瑒の説とは認められなくなる⁽²⁾。

論語義疏に引かれる「師説」について、わたしの結論をはじめに示せば、皇侃の師である賀瑒の説とみることができる、というものである。

論語義疏に「師説」として引かれる5条は、本論文文末〔附〕に記した資料（1）「今案師説云」（学而篇「其為人也孝悌」章）、資料（2）「師説云」（八佾

篇「哀公問」章)、資料(3)「師説云」(雍也篇「中人以上」章)、資料(4)「侃案師説云」(泰伯篇「舜有臣五人」章)、資料(5)「侃案師説云」(微子篇「周有八士」章)という5条と〔参考〕1条である。

「師説」を皇侃が師事した賀場の説とみなす理由を示そう。まず問題としたのは、義疏のなかに「師説」を引く場合、その引く形式が、他の論語説家の説を引く場合と異なるという点である。それを例示すれば、「今案師説云…」(資料1)、「侃案師説云…」(資料4、5)のように、その3例までに皇侃が直接かかわっていることを示す「案」あるいは「侃案」という語が用いられて⁽³⁾、「師説」を引いていることである。また残る資料(2)(3)についても、直前の句の話者が皇侃であることは明らかで、とりたててこの「師説」を引くのに「案・侃案」というタームを用いる必要がない文脈とみてとれる。そうであれば、「師説」のすべてに事実上「案・侃案」が用いられているといえるから、ここから皇侃と「師説」とがきわめて密接なかかわりをもっていることを示しているように思われる。

その点をもう少し詳しく資料について見てみよう。例えば、資料(3)の雍也篇「中人以上」章の義疏は、そのはじめに「此謂為教化法也」と記し、続いて「師説云、就人之品識大判有三、謂上中下也。…」で始まる長文の「師説」を記している。「此謂為教化法也」という句に注者の名がないことは、この句が皇侃の語であることを示し、続いて「師説」として引かれる「品識」を九に分ける詳細な「教化法」は、皇侃がその「師説」の所論を認めて引いたものと考えられる。つまり皇侃は「師説」によって、この章の新しい解釈をはかっているのである。また資料(5)の微子篇「周有八士」の解釈として義疏は、周に四つの乳房を持った女性がいて八人の子を産んだ、という集解にもとづいた「旧説」を記し、その「旧説」の誤りを正す説として「侃案師説云、非謂一人四乳…」というように、「侃案」というタームを用いて「師説」を引いている。また資料(2)は、八佾篇の「哀公問社於宰我、…曰、成夏不説、遂夏不諫、既往不咎」についての解釈で、義疏にははじめに集解を受けた李充の説が記される。その李充の説にたいして皇侃は、理解が十分ではないと批判し、「師説」を引いて李充の説を正している。

ここに挙げた3例のように、皇侃は新解として「師説」を示し、また「師説」によって従来の説を正すというふうに、「師説」を義疏中に引いているのである。

ここで論語義疏に用いられる「案・侃案」の用法を見てみよう。論語義疏で

は疏中に論語説家の説を引く場合、たとえば「王弼云…」「江熙云…」のように論語説家の名をそのまま示して引くのが通例であるが、時に「案・侃案」を冠して論語説家の説を引く場合がないわけではない。ところが義疏において「案・侃案」が、「師説」を引く時に用いられる場合と、「師説」以外の論語説家の説を引く時に用いられる場合とでは、その用法に明らかな異なりが見える。その異なりとはどういう点なのか、資料に即して明らかにしよう。

資料（２）の「案李充之説…」のように「案」を用いて李充の説を引く場合は、この疏の前にすでに「李充云」として李充の論語説が引かれていて、その説を皇侃が検討の対象とするために再度取りあげたものである。李充の説をそのまま引くのであれば「案」を用いることはない。また資料（１）の学而篇「其為人也孝悌」章の疏についても、はじめに「熊埋云」としてその説が引かれ、続いて後ろに「侃案熊之解意、是言既不好犯上、必不作乱…」というように、熊埋の説が検討の対象であることを示しているのであって、熊埋の説をそのまま引いているのではない。このような「案・侃案」はどのような用法なのか、ここに引いた例を含めて、次に論語義疏に見える「案・侃案」の例をすべて挙げてみる。

「侃案孔謂固為弊…」（学而篇「子曰君子不重」章の集解「孔安國曰固弊也」の疏）

「案李充之説、是三夏并誠宰我…」（学而篇「子聞之、曰成夏不説」章の疏）

「侃案何注似不如此…」（公治長篇「子貢曰夫子之文章」章の集解「深微故不可得而聞也」の疏）

「侃案鄭意則繳射是細繩…」（述而篇「子釣而不網」章の疏）

「侃案輔嗣之言、可思也…」（泰伯篇「子曰興於詩」章の疏）

「案如衛（瓘）意、言朝廷閨門…」（子罕篇「出則事公卿」章の疏）

「案孔（安國）以紺為齋服盛色…」（鄉党篇「君子不以紺緌飾」章の集解孔安國説の疏）

「案蔡氏之通、与孔子（氏）无異…」（顔淵篇「樊遲問仁」章の疏）

「侃按蔡魚欲異孔…」（衛靈公「躬自厚」章の疏）、

（この他に「侃案」が用いられる場合として、「侃案三雉」（郷党篇「鄉人雉」節）のように事柄を取りあげる場合があるが、ここでは除外した。また「侃案」とほぼ同様の表現として、「侃謂」を用いて論語説家の説を引く「侃謂、二人無勝負也」（公治長篇「子謂南容」章の疏）、「侃謂李為不知」（公治長篇

「子張問」章の疏) などがあるが、ここには例示していない。)

ここにあげた9例は、形式としては「師説」を引く場合と同じように論語説家(集解の注釈者を含めて)の説を取りあげるものであるが、「師説」を引く場合と違って、皇侃がその説を批判する、あるいはその説に賛意を示す対象として引いていることである。しかもそれらはすべて論語説家の意図を集約しコメントする形で引いていて、論語説家の説をそのまま引くことはしていない。それに対して「師説」は、すでに触れたように、「師説」を引いて旧説を正し、新しい解釈として引くのである。そして、説が集約されることはなく、コメントが加えられることもない。当然のことながら、皇侃がその「師説」に批判や反論を加えることもなく、「師説」はすべて説のままに記されているのである。

このように皇侃が「侃案」を用いて「師説」をそのままの形で引いているということは、「師説」が皇侃にとって検討する対象や意見をさしはさむ対象ではないということ、言い換えれば、「師説」とは、皇侃が全幅の敬意と信頼を寄せている説なのである。このような扱われ方はこの「師説」以外になく、ここからも、「師説」が、他とは違う位置づけをされていることは明らかである。もし喬氏のいうように、「師説」が「具體的な一人の師の説でない」ならば、この「師説」についても、他の論語説家の説を引く場合と同じように「侃案」を用いなくて「師説云」として引くか、あるいは「侃案師説之意」「侃案師説之言」等の表現を用いてその説を集約し、意見をささむ対象として引くはずである。繰り返すが、「師説」については同じように「案・侃案」が用いられてもそのような表現はなく、説がそのまま引かれている。こうした点で他の論語説家を取りあげる場合と、明らかに異なっているのである。

学而篇篇首に、学而篇が論語の最初に置かれる理由について述べた次のような疏がある。

侃昔受師業、自學而至堯曰、凡廿篇、首末相次、無別科重。而持學而取先者、言降聖以下皆須享成、…、故以學而爲先也。

ここには皇侃がかつて受けた「師業」の伝授のありさまが記されている。賀瑒は452年に生まれ510年には亡くなっていて、皇侃は488年に生まれているから、二人には36歳の差があり、賀瑒が亡くなるのは皇侃が22歳の時で、かろうじて5年から10年弱の「師業」を受け継ぐ場が成り立つ可能性があるはずである。皇侃に「師」の「業」を受け継ぐ場があり⁽⁴⁾、梁書に「師事賀瑒」と、その師が賀瑒であると認める条件は備わっているのであるから、賀瑒

との「師業」の場で伝えられたことが「師説」とよばれたと考えられないであろうか。

以上から、わたしはこの「師説」が特定の人物を指していて、しかもことばのままに「師の説」ととって、それを皇侃の師と解することは可能であると考ええる。「師説」を皇侃の師、すなわち賀瑒の論語説とみる理由である⁽⁵⁾。

注

(1) 『玉函山房輯佚書』「礼記類」に賀瑒の『禮記新義疏』が収められている。

(2) 「師説」についての喬秀岩氏の説は、次のようである。

「今案ずるに、「師説」というのは師師相傳の説というに過ぎず、具體的な一人の師を指しているのではないだろう」（『義疏學衰亡史論』第一章 21～22ページ）

喬氏の所論は、その（引文15）、すなわち本論の資料（2）八佾篇「哀公問社於宰我、…曰、成夏不説、遂夏不諫、既往不咎」の皇疏に見える「師説」についてで、「師説」5条にわたった論ではない。氏は、礼記の疏に見える「師説」が誰の説と限定できないことから、ここに示したような結論を導いている。従来わたしは、無条件に「師説」＝賀瑒説と考えていた。本論も、喬氏のこの説に示唆を受けているが、わたしは論語義疏の「師説」の中からその答えを出そうと考える。

(3) 注や疏に見える「按・案」の用法については、拙稿「注釈に見える『按（案）』という語について」（『中国文化』第68号、中国文化学会 2010年6月）を参照。またここでは「按」と「案」とを区別しない。

(4) 今書目を見れば、皇侃にも礼、孝経についての著述が記されるので、礼そして孝経の学問が、賀瑒から皇侃に伝わっていることは明らかであろう。

(5) ただこのように「師説」が他とは異なる扱いを受けているからといって、そのことが「師説」と皇侃が「師事」した賀瑒の説とを結びつける直接の根拠となるわけではない。すべて状況証拠による推定であり、資料にもとづく考証の論理的限界が存在する。

二 賀瑒について―『梁書』の伝とその学問

賀瑒（宋・文帝元嘉二九年〔452〕－梁・武帝天監九年〔510〕）、字は德璉、会稽郡山陰県（現在の浙江紹興市）の出身である。その伝は『梁書』四八「儒林伝」、また『南史』卷六二「列伝」に見える。梁書の伝に、幼時から異才が備わっていたことが記される。以下梁書の伝を中心に、賀瑒の学問について考える。

賀瑒字德璉、會稽山陰人也。祖道力、善三禮、仕宋爲尙書三公郎、建康令。瑒少傳家業。齊時沛國劉瓛爲會稽府丞、見瑒深器異之。嘗與俱造吳郡張融、指瑒謂融曰、「此生神明聰敏、將來當爲儒者宗。」瓛還、薦之爲國子生。舉明經、揚州祭酒、俄兼國子助教。歷奉朝請、太學博士、太常丞…。天監初、復爲太常丞、有司舉治賓禮、召見說禮義、高祖異之、…四年、初開五館、以瑒兼五經博士、…撰五經義。…七年、拜步兵校尉、領五經博士。九年、遇疾、遣醫藥省問、卒于館、時年五十九。所著禮、易、老、莊講疏、朝廷博議數百篇、賓禮儀注一百四十五卷。瑒於禮尤精、館中生徒常百數、弟子明經對策至數十人。

(賀瑒、字は德璉、会稽山陰の出身である。その祖は道力、三礼に優れ、宋に仕えて尙書三公郎、建康令となった。瑒は若くして家の学問を伝えた。齊の時代、会稽府丞であった沛国の劉瓛は、瑒のたぐいまれな才能を高く評価した。一緒に呉郡の張融のところに行き、瑒を融に示して「この若者は優れた才能があり、やがては儒者の中心となろう」といった。瓛は都に戻ると、国子生に推薦した。明經にあげられ、揚州祭酒となり、ほどなく国子助教を兼ねた。奉朝請、太学博士、太常丞を歴任し、…天監の初年、太常丞に復し、所管に登用され賓礼を整備し、召されて礼義について講説し、高祖は高く評価した…。四年、五館が開設されると、瑒を五經博士に兼ねさせ、…五經義を撰述させた。七年、歩兵校尉に任ぜられ、五經博士を兼任させた。九年、病むと、帝より医師が遣わされ存問のことばを賜ったが、五館で亡くなった。時に五十九歳であった。著したものは「礼」「易」「老子」「莊子」の講疏、「朝廷博議」数百篇、「賓礼儀注」一百四十五卷である。瑒は礼にもっとも詳しく、五館の学生はつねに百を数え、明經で登用試験に応じた弟子は数十人にのぼった。)

賀瑒はこのように学者として高い評価を受け、相応の地位についた。この伝に記されるように、賀瑒の学問の中心は礼の研究で、礼、易、老莊の講疏、朝廷博議数百篇、賓礼儀注一百四十五卷などが著述されたと記すが、論語の学については言及するところがない。ただ賀瑒の子の革、字は文明(齊・高帝建元元年〔479〕－梁・武帝大同六年〔540〕)の伝には、「少通三禮、及長、徧治孝經、論語、毛詩、左傳」(梁書四八儒林伝)と、孝經、毛詩、左伝などとあわせて論語を治めていたとある。あるいは賀瑒は論語についても講論していて、それが子供の革、あるいは皇侃へと伝わった可能性が考えられる。

さらに書目について見ても、賀瑒の著述として残るのは⁽¹⁾、礼、孝經にか

かわるもので、論語については見ることができない。子の賀革の著述は、書目に見ることができない。

注

(1) 隋書經籍志から、賀瑒の著述を示すと次のようである。

「喪服義疏」二卷、「禮記新義疏」二十卷、「禮論要鈔」一百卷、

「講議孝經義疏」一卷、「五經異同評」一卷、「諡法」五卷、「梁竇禮儀注」九卷、

三 記述内容から「師説」を検討する—皇侃とのかかわり

先に、義疏に見える「師説」の引用形式を検討した結果、「師説」が賀瑒の論語説であろうという結論を下した。その結論を踏まえながらも、今「師説」を直ちに賀瑒の論語説とみなすことを留保し、「師説」をあらためて詳細に検討し、それが終わった段階で「師説」を賀瑒の論語説とみなせるか否かに言及しよう。

まず資料(1)を見てみよう。学而篇「有子曰、其為人也孝悌、而好犯上者鮮矣、不好犯上、而好作乱者、未之有也」に付けられた「師説」である。

資料(1) 今案師説云、夫孝者不好、心自是恭順、而又有不孝者亦有不好、是願君親之敗。故孝与不孝同有不好、而不孝者不好、必欲作乱、此孝者不好、无乱理、故云、未有之也。

皇侃の当時、学而篇のこの章について、前半句の「其為人也孝悌、而好犯上者鮮矣」と後半句の「不好犯上、而好作乱者、未之有也」とが重なっているという議論が行なわれていたようである。

義疏の記述で見ると、皇侃はこの章にまず熊埋⁽¹⁾の説を記し、その説との関連で「師説」を引く形をとっている。熊埋の説を見てみよう。熊埋は、この章の構成を、「其為人也孝悌」が主題、「好犯上者鮮矣」と「不好犯上…未之有也」がその主題に対する並列する述部句とみる。そして述部の「鮮」と「未之有」とに意味の差を認め、「未之有」を全面否定とみて「まったくない」、それに対して「鮮」を、「未之有」の全面否定と異なって、余地が残る否定とする。孝悌の臣・子であっても、君・親に誤りがある場合には「犯顔之諫」を行う。これが「犯上者鮮矣」(場合によっては、上を諫めることがある)である。さらに孝悌の人は、正しくないことでは争うが、絶対に「乱」にはならない。それが「不好犯上、而好作乱者、未之有也」であるとする。皇侃はこの熊埋の説に次のような按語を付している。

然觀熊之解、乃无間然、如為煩長、既不好犯上、理宜不乱、何煩設巧明。

(熊埋の解はいうとおりであるが、冗長すぎるようである。上を犯すことを好まないのであれば、道理として乱をなさないはずで、それをどうしてわざわざこのようなもってまわった説を立てるのか)

この熊埋の説に対する補正説として皇侃は、ここに示す「師説」を引く。その「師説」もまた、この章の前半句と後半句が重なりと見ているようである。しかし後半句「不好犯上…」の主体者を通説のように「孝悌之人」としないで、「孝者」と「不孝者」の二者とし、孝者、不孝者ともに「好まない⁽²⁾」とする。そのいうところは、孝者、不孝者ともに上を犯すことを願わないが、孝者は「心自是恭順」(恭順さ)を備え、不孝者は「是願君親之敗」(君親の破滅を願う)を備えている。そして、「不孝者不好、必欲作乱、此孝者不好、无乱理」(不孝者は好まないが、きっと乱を起こそうとする。ここで孝者は好まないが、乱を起こす理がない)といい、恭順さを備えている孝者が乱を起こすことなどありえないと結論づける。

以上をもう一度整理すると、集解は、この章の構成をとくに問題にはしていない。熊埋は、この章の前半句と後半句とが重なりとして、「鮮」「未之有」に差異を認めて、そこから問題を出発させている。ここで皇侃は、熊埋の説を認めながらも、それに代わる説として「師説」を引いてくるのである。皇侃が「師説」でこの章の論旨を通じさせようとしていることに、かれの「師説」の位置づけをうかがうことができるのである。

資料(2)は、八佾篇「哀公問社於宰我、…子聞之、曰、成夏不説、遂夏不諫、既往不咎」についての「師説」である。

資料(2) 師説云、成夏初成之時、遂談是其夏既行之日、既往指其夏已過之後也。夏初成不可解説、夏政行不可諫止、夏已過不可追咎也、先後相配各有旨也。

経の「成夏」に「不説」、「遂夏」に「不諫」、「既往」に「不咎」という三組みが意味することについての新しい解釈である。義疏に見える李充⁽³⁾(?－362)の説は集解をうけて、これら三組の句を哀公に答えた宰我を咎めたことばとして解いている。一方、「師説」は、この三組の句は宰我を咎めたことばであるとしても、それが時間の順を追って生起することがとそれに対応する方法との関連を示すことばとする。すなわち、「成夏」が、「初成之時」(始まる段階)、「遂夏」が、「其夏既行之日」(行なわれている段階)、「既往」が、「其夏已過之後」(終わった段階)で、それぞれを「解説」「諫止」「追咎」することができないと説明する。この疏には、李充の説と「師説」との間に、両説

を繋いで皇侃の按語があり、それは次のようにいう。

李充之説、是三才并誠宰我、無令後日復行也、然成遂往及説諫咎之六字、先後之次、相配之旨、未都可見。(李充の説は、この三事がいずれも後日宰我がこうしたことをしないようにと戒めたものといっているが、成遂往と説諫咎の六字は、先後の順、組み合わせの主旨を示していて、(李充は)それがよく分かっていない)。

この資料(2)もまた先の(1)と同じように、李充の説に対する皇侃の按語があつて、皇侃は李充の説を補正する拠りどころとして「師説」を引いてくるのである。

資料(3)は、雍也篇の「子曰、中人以上、可以語上也、中人以下、不可以語上也」についての長文の「師説」である。

資料(3) 師説云、就人之品識大判有三、謂上中下也。細而分之、則有九也。

有上々・中・上下也、又有中上・中々・下也、又有下上・下中・下々也。凡有九品、上々則是聖人、中中不須教也、下中則是愚人、中中不移、亦不須教也。而可教者、謂上中以下、中中以上、凡七品之人也。(以下省略)

論語の本文で「中人以下」の人は「不可以語上也」とされ、それ以上の言及がないことにこだわりがあったらしく、後の人が「中人以下」の人たちをどう「教化」するか考えたものである。「師説」は人の品識を「上中下」の三ランクとし、さらにそれを「上上、上中…下下」の「九品」に分けて、そこから「上上」(聖人)、「下下」(愚人)を除いた「七品」については、教化できるとした。そのため「上上」に位置づけられる聖人の教えが、「中人」を通じて上下に伝わるという道筋を想定する。孔子の教えが、顔回から閔子騫に伝わる、これが「中人以上、可以語上也」である。言及のない「中人以下」についても「師説」は、「虽不可語上、猶可語之以中、及語之以下」((中人以下は)「上」を語ることはできないが、それでも「中」を語ること、及び「下」を語ることはできる)といつて、「中品之上」から「中品之中」、さらに「中品之下」と下って「下品之中」にまで教化の及ぶ道筋を述べ、「中人以下可以語下也」(中人からしたに「下」を語るができる)と結論づける。これで論語が言及しない「中人以下」がどのように教化されるか、その教化の仕組みが完成したことになる。この「師説」は、集解「王肅曰、兩舉中人以其可上可下也」のいう、「中人」が、上ばかりでなく下にもその影響を及ぼしようという説をうけて、それを補い発展させたものと見るができるようである。またこの章の疏が、

「師説」だけで構成されていることは、「師説」が始めてこうした説を立て、皇侃がその「師説」を認め全面的に受け入れていたことを示していよう。

資料（４）は、泰伯篇の「舜有臣五人而天下治、武王曰、予有乱臣十人…」についての「師説」である。

資料（４）侃案師説云、季氏之意、極自允會春秋、合當堯舜、但既多才勝周、而孔子唯云、兩代有五人者、別有以也、歆盛美周德隆於唐虞、賢才多乎堯舜、而猶更殷紂、故特云、唐虞五而周代十也。又明言有婦人者、明周代之盛、匪唯丈夫之才、抑婦人之能、匡弼於政化也。

当時この章をめぐる、舜の時代と武王の時代のどちらに優れた臣下が多かったのかということが、大きな問題となっていたらしい。集解に引く孔安国は、「言堯舜交會之間、比此周、と最盛多賢才」と記すから、周代のほうが優れた臣下が多いという説なのであろう。義疏には、初めにこの集解に沿った説が記され、それに続いて「季彪難曰」という説が引かれる。季彪⁽⁴⁾は、人数から見れば周の時代が優れているように見えるが、一人一人を挙げれば、唐虞の時代には及ばないという。この季彪の説をうけて、「師説」が引かれる。5条の「師説」中で、「季氏之意…」と、先行する論語説家の説を提示するのは、この1条だけである⁽⁵⁾。「師説」は季彪の説を認めながらも、舜の臣五人という論語の記述にそのまま従い、「歆盛美周德隆於唐虞、賢才多乎堯舜、而猶更殷紂、故特云、唐虞五而周代十也」（周の徳が唐虞より優れ、賢才は堯舜の時代より多かったが、それでも殷紂に仕えていたと賛美しようとして、そこでわざわざ唐虞五人、周代は十人というのである）と、堯舜の時代と周代とに優劣はないという結論を下す。そして、周代では「婦人」の力が治世に大きな力を果たしたと付け加えるが、これは集解に沿った義疏「周最為盛、尚不滿十人、と之中、有文母、一婦人為十人之数、所以才難也」（周がもっとも盛んな時に、それでも十人に満たない。その十人の中には文母もはいる、婦人が一人加わって十人である。「才難」という理由である）に対する反論であろう。

以上をまとめると、集解が周の優位説、季彪が春秋（歴史）によって唐虞の優位説、それに対して「師説」は、優劣はないとする説である。皇侃はこの「師説」によって集解、季彪説を修正しようと図るのである。

資料（５）は、微子篇の「周有八士、伯達、伯适、仲突…」についての集解に引かれる苞氏の説「周時四乳得八子」を修正したものである。

資料（５）侃案師説云、非謂一人四乳、と猶俱生也、有一女四過生、と輒双生子、四生、故八子也。何以知其然、就其名兩と相隨、似是双生者也。

「師説」は、「乳」を「俱生」（二人を生む）と解し、「有一女四過生、^二輒双二子、四生、故八子也。何以知其然、就其名兩^二相隨」（一人の女性が四回出産し、生むたびに双子で、合わせて八人、そのことは八人の名前が二人ずつ組になっていることから知られる）とする。「師説」の初めに「非謂一人四乳」（一人に四乳があるというのではない）というのは、苞氏の説「周時四乳得八子」を「周の時、四乳の人が八人の子を生んだ」と読む、それを承けているのであろう。その不合理さを「師説」が疑問として新しい解釈が生まれ、それが皇侃にとって義疏に引くに値するものとみなされたのである。この「師説」もまた、集解にかかわっての解釈である。資料の（３）（４）と合わせ、「師説」に記される論語説が、経文ばかりでなく、集解を対象とするものであったことが分かる。またこの章の疏も「師説」だけで構成されていることに注目したい。

注

- （１）熊埋が何時ころの人物であるかを知る手がかりはまったくないが、賀瑒の説との関係から見ると、それに先行する人物であるように考えられる。
- （２）賀瑒の説ではなぜか、経「不好犯上」の「犯上」二字が説に示されない。そして「孝者」の「好まない」のは「乱」であり、「不孝者」の「好まない」のは「治」であるらしい。賀瑒がなぜ「犯上」の二字に言及しないのか、よく分からない。
- （３）李充の説はつぎのようである。

成夏不説、而哀輿成矣。遂夏不諫、哀謬遂矣。既往不咎、而哀政往矣。斯似譏宰我、而實以廣道、消之慨盛德衰之歎、言不咎者、咎之深也。

また李充の論語説については、拙稿「論語注釈史考（五）」（東京外国語大学論集 56 1998）の「李充」の項を参照。
- （４）季彪についての事跡は一切不明である。論語義疏に見える季彪の論語説は、この１条と、他に公治長篇「季文子三思而後行」章に１条の、合わせて２条が見える。
- （５）このように個人の説を示して論を展開することからも、「師説」は「一個人の説」であって、「師師相傳の説」ではないように考える根拠とみる。

まとめ

このように「師説」として論語義疏に引かれる５条を見てくると、すべて皇侃が「師説」によって従来の説を補正し、あるいは新説と認めて引くものであり、いかに「師説」を重視しているかがよくわかる。そうした点からも、「師説」は皇侃にとって特別な「説」であったといえるだろう。皇侃が賀瑒に「師

事」していたこと、「師説」を引く形式の特異さとあわせ考えて、「師説」を賀場の論語説とみなす理由である。

ただ賀場の論語説という視点でこの説を眺めてみた時、とりたてて賀場が専門とする礼に中心をおいた説であるようにもみえず、また、易、老荘にかかわっての説であるともみえない。いずれも当時経・集解の解釈に異説や疑問が生じていたであろう問題を、賀場が講述したものか、あるいは皇侃が賀場に直接たずねたもので、取りあげる問題も断片的であるように思われる。そうした点では、賀場の論語説としての特色はあまり認められないのである。賀場の論語説は、論語全体にかかわる著述の形になっていたものではなくて、講述の場で折々に述べられた「師業」であったのではないか。そのようにして受け継いだ「師業」を、皇侃は「師説」として論語義疏の中に採りいれたと考えるのである。「師説」をこのようにみてくると、賀場の伝あるいは書目に、論語についての著述が記されないことも理解できるのである⁽¹⁾。そして「師説」を「師業」の場から受け継いだものとして賀場と皇侃と二人のかかわりをみてくると、当時の学問伝授の一端を見ることができるとはなかろうか。

ここで触れておかなければならないことは、「師説」と何晏の集解とのかかわりであろう。資料（４）（５）はいずれも、集解をうけた説に対する批判説の展開であり、資料（３）は、集解によってそれを発展させた新説と見ることができそうである。こうした集解とのかかわりが、あるいは皇侃が「師説」を引くひとつの理由となるかもしれない⁽²⁾。

注

- （１）「師業」の場から受け継いだ「師説」が、この５条だけに限られるのかどうか、今となってはまったく知るすべはないが、もしそれほど多くなかったということになれば、賀場に論語についての専著が存在しなかったことも納得できるのである。
- （２）皇侃と何晏の集解との関係については、拙稿「江熙『集解論語』と皇侃『論語義疏』—魏晉六朝における『論語』解釈—」（六朝學術學會報第九集 2008年）を参照。

〔附〕 資料

- （１）有子曰、其為人也孝悌、而好犯上者鮮矣、不好犯上、而好作乱者、未之有也。（学而）

今案師說云、夫孝者不好、心自是恭順、而又有不孝者亦有不好、是願君親之敗。故孝与不孝同有不好、而不孝者不好、必欲作乱、此孝者不好、无⁽¹⁾乱理、故云、未有之也。(皇侃義疏)

- (2) 哀公問社於宰我、宰我对曰…子聞之、曰、成夏不說、遂夏不諫、既往不咎。(八佾)

苞氏曰、夏既往、不可復追非咎也、孔子非宰我、故歷言三者、欲使慎其後也。(集解)

師說云、成夏⁽²⁾初成之時、遂談⁽³⁾是其夏既行之日、既往指其夏已過之後也。夏初成不可解說、夏政行不可諫止、夏已過不可追咎也、先後相配各有旨也。(皇侃義疏)

- (3) 子曰、中人以上、可以語上也、中人以下、不可以語上也。(雍也)

王肅曰、上謂上智之人所知也、兩舉中人以其可上可下也。(集解)

師說云、就人之品識大判有三、謂上中下也。細而分之、則有九也。有上 $\geq$ · $\geq$ 中·上下也、又有中上·中 $\geq$ · $\geq$ 下也、又有下上·下中·下 $\geq$ 也。凡有九品、上 $\geq$ 則是聖人、 $\geq$ · $\geq$ 不須教也、下 $\geq$ 則是愚人、 $\geq$ · $\geq$ 不移、亦不須教也。而可教者、謂上中以下、 $\geq$ 中以上、凡七品之人也。今云、中人以上、可謂⁽⁴⁾以語上、則⁽⁵⁾以上道語於上分也。中人以下、不可以語上、豈不可語上、猶可語之以中、及語之以下。何者夫教之為法、恒導引分前也。聖人无待⁽⁶⁾於教、故以聖人之道、可以教顏、 $\geq$ ⁽⁷⁾之道可以教閔、斯則中人以上、可以語上也。又以閔道可以教中品之上、此則中人亦可語上也。又以中品之上道、以⁽⁸⁾教中品之中、又以中品之中道、教中品之下、斯則⁽⁹⁾中人亦有可之⁽¹⁰⁾語之以中也。又以中品之下道、教下品之上、斯即中人以下、可以語中、又以下品之上道、教下品之中、斯則⁽¹¹⁾中人以下可以語下也。此云中人以上、中人以下、大畧言之耳。既有九品、則才五為正中人也、以下則⁽¹²⁾六七八也、以上⁽¹³⁾四三二也。(皇侃義疏)

- (4) 舜有臣五人而天下治、武王曰、予有乱臣十人、孔子曰、才雉、不其然乎、唐虞之際、於斯為盛、有婦人焉、九人而已。(泰伯)

侃案師說云、季氏之意、極自允會春秋⁽¹⁴⁾、合當堯舜、但既多才勝周、而孔子唯云、兩代有五人者、別有以也、欲盛美周德隆於唐虞、賢才多乎堯舜、而猶夏殷紂、故特云、唐虞五而周代十也。又明言有婦人者、明周代之盛、匪唯丈夫之才、抑婦人之能、匡弼於政化也。(皇侃義疏)

- (5) 周有八士、伯達、伯适、仲突、仲忽、叔夜、叔夏、季随、季騶。(微子)

苞氏曰、周時四乳得八子、皆為顯士、故記之耳。(集解)

侃案師説云、非謂一人四乳、之猶俱生也、有一女⁽¹⁵⁾四過生、之輒双二子、四生、故八子也。何以知其然、就其名两之相隨、似是双生者也。
(皇侃義疏)

注

- (1) 根本本は、无字の上に必字がある。
- (2) 根本本は、事字を是其事自四字に作る。
- (3) 根本本は、談字が無い。
- (4) 根本本は、謂字が無い。
- (5) 根本本は、則字を即字に作る。
- (6) 根本本は、待字を須字に作る。
- (7) 根本本は、下の顔字の上に以字がある。
- (8) 根本本は、以字が無い。
- (9) 根本本は、則字を即字に作る。
- (10) 根本本は、之字を以字に作る。
- (11) 根本本は、則字を即字に作る。
- (12) 根本本は、則字を即字に作る。
- (13) 根本本は、上字の下に即字がある。
- (14) 根本本は、秋字の下に傳字がある。
- (15) 根本本は、女字を母字に作る。

付記：「師説」は、『玉函山房輯佚書』「論語類」に採られていない。

参考：「師業」

学而第一 篇首皇疏

侃昔受師業、自学而至堯曰、凡廿篇、首末相次、無別科重。而持学而取先者、言降聖以下皆須学成、故孝記云、玉不琢不成器、人不学不知道、是明人必須学乃成。此昏既遍該衆典以教一切、故以学而為先也。
(皇侃義疏)

付記：『論語義疏』は、清熙園本『論語義疏』(天理大学付属天理図書館蔵)によっている。

(東京外国語大学名誉教授)